

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和7年4月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	浦の谷9地区	令和7年2月19日
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	佐良池地区	令和7年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	横井地区	令和7年2月28日
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	宮の下2号地区	令和7年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大鞆地区	令和7年3月17日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	八丁地区	令和7年2月28日
三豊郡中部用水土地改良区連合	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	河内地区	令和7年2月28日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	有広池地区	令和7年2月28日